

奈良県告示第百八十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成三十年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

道路の種類	路線名	区間
一般国道	一六五号	橿原市八木町二丁目から橿原市八木町一丁目まで